

八尾市窓口用封筒無償提供者募集要領

八尾市では、市民サービスの向上及び経費の削減並びに地域経済の活性化等に資する広告入り窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）を無償で提供する事業者（以下「事業者」という。）を次のとおり募集します。

1. 募集事業者数

窓口用封筒を無償で提供する事業者 1 者

2. 無償提供期間

令和 7 年 5 月 1 日から 3 年間

3. 窓口用封筒の仕様

「八尾市窓口用封筒仕様書」のとおりです。

4. 応募方法等

(1) 申請期限並びに質問について

申請書その他必要書類を令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 5 時まで（必着）に担当課まで持参又は郵送の上、申請してください。FAX 及び電子メールによる申請は受け付けしません。

なお、質問に関しては、募集開始から令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時まで電子メールにて受け付けし、令和 6 年 6 月 28 日（金）に八尾市ホームページに回答を掲載します。

(2) 担当課

八尾市人権ふれあい部市民課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号 八尾市役所本館 1 階市民課

TEL : (072)924-3846

FAX : (072)924-0220

電子メール : simin@city.yao.osaka.jp

受付時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分まで（土日を除く。）

(3) 申請書類

ア 表 1 に掲げるすべての書類を提出してください。

イ 表 1 の 2 企画提案書のみ 10 部（正本 1 部、副本 9 部）作成してください。選定の公平を期するため、企画提案書の表紙以外には、法人等が特定される内容は一切記載しないでください。

ウ 申請書類の個人情報は審査等決定に至るまでの事務に使用するものとし、正当な理由なく他人に知らせ、又は他の目的に使用することはありません。

<表 1>

申 請 書 類	
1	八尾市窓口用封筒無償提供申請書（様式 1）
	※令和 6 年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査申請（物品、委託・役務等）時における、使用印鑑届の使用印を押印してください。
2	八尾市窓口用封筒企画提案書（表紙）（様式 2）
	※令和 6 年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査申請（物品、委託・役務等）時における、使用印鑑届の使用印を押印してください。 様式 2 の評価基準に係る内容を記載し、封筒見本（角形 2 号及び 6 号）に広告図面（イメージや絵コンテ等でも可）を入れ、ページ数は 20 ページ以内とします（表紙を除く）。 用紙サイズは A 4 もしくは A 3 としますが、特に様式は問いません。
3	事業者の概要
	企業理念（経営方針）、CSR への取組み、事業経歴、創立（創業）年月日、資本金（出資総額）、事業内容（事業種目、事業所・所在地及び従業員数、主な取引先・広告実績等）。パンフレット可。特に様式は問いません。

5. 応募資格要件

事業者になろうとする者（法人に限る）は、次の各号に該当することが要件となります。申請及び無償提供者の決定後であっても、各号の規定に該当しなくなつたと認められる場合は、申請の受付及び決定を取り消します。なお、この取消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償しません。

- (1) 令和 6 年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。
- (2) 企画提案書等の募集期間において八尾市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (6) 業務を適切に実施できる信用力、継続して運営する資力、財務体力を有すること。
- (7) 掲載広告について、事業者で広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (8) 緊急時の対応を速やかに行えるよう市内又は、近隣に支社・支店・営業所があること。

6. 欠格要件

事業者が下記各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除します。また、広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合は、事業者は広告主の変更を行うこと。

なお、契約解除による製作費用その他一切の費用について、市は補償しません。

- (1) 当該募集要領に適合しないもの又は虚偽の内容の記載があったとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、相応しくないと本市が判断したとき。
- (3) 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、もしくは受けたとき。
- (4) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を受けたとき。
- (5) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けたとき。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき
- (7) 本要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、八尾市暴力団排除条例その他関係法令等の規定に違反したとき。

7. 選定方法等

- (1) 提出された書類の審査を行い、応募資格要件を満たしている者を事業者の選定対象とします。
- (2) 「八尾市窓口用封筒の無償提供者選定要綱」第 2 条に掲げる選定委員において、提出された書類等に基づき、業務実績、仕様、その他企画提案書の内容を総合的に評価し、1 者を選定します。応募者の数が 1 の場合であっても審査の対象とします。
- (3) 八尾市窓口用封筒 無償提供者選定に係る評価基準に記載している各項目について提案書に記載してください。ただし、「4. 市歳入への協力」については提案がない場合でも審査の対象とします。
- (4) 審査の結果、基準点（満点の 60%）を超え、かつ、業務を遂行することが最も適切であると認められる者を、八尾市窓口用封筒の無償提供者として選定することとします。
- (5) 選定結果は、別途書面にてお知らせします。あわせて、市のホームページで公表する予定です。

(6) 評価基準

八尾市窓口用封筒 無償提供者選定に係る評価基準

提案書	評価基準	評価項目
1. 提案内容 (配点 30 点)	独自の工夫やアイデアに富む提案であるか。	1-1 デザイン等に関する独自の工夫について
		1-2 広告主の募集と審査方法について
		1-3 地元企業の振興と地域経済の発展について
2. 業務推進体制 (配点 40 点)	業務を円滑かつ安定的に実施できるか。	2-1 他自治体での類似業務の実績について

	納品に関して十分な体制であるか。	2-2 納品スケジュールについて
		2-3 追加納品の対応について
3. リスク対応 (配点20点)	苦情その他トラブルが発生した場合に対応ができるか。	3-1 苦情に対する対応について
		3-2 代替封筒の対応について
4. 市歳入への協力 (配点10点)	本広告事業において市に対し広告料の一部を納入できるか	4-1 納入の可否について ※可の場合は納入の考え方 (金額あるいは利益に対する比率、その他条件等)を記載

8. 確認書の締結等

選定後は確認書を締結します。なお、締結時に、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく、誓約書を徴収します。

9. 注意事項

- (1) 事業者は、窓口用封筒について来庁者から苦情、要望、その他トラブルが発生したときは、事業者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決するものとします。
- (2) 本市が無償提供を受けた窓口用封筒の利用が適当でないと認めたときは、当該窓口用封筒の利用を中止します。この場合において、事業者はその責任において当該利用を中止する窓口用封筒を回収の上、代替の封筒を提供するものとします。
- (3) その他本市が必要と認めるときは、事業者に対して資料の提出又は報告を求めることができるものとし、事業者は本市への協力に努めるものとします。

10. その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。ただし、提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、八尾市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (3) 本業務は、この要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、八尾市暴力団排除条例その他関係法令等の定めるところによるものとします。